福島市電波障害防止に関する指導要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、中高層建築物の建築に伴って生ずる電波障害の防止　について必要な事項を定め、紛争を未然に防止することにより地域住民　の居住環境を保全することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）電波障害　中高層建築物を建築することによって放送電波の受信　　に障害が生じることをいう。

（２）中高層建築物　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条　　第１号及び第２号に規定する建築物及び特殊建築物のうち、当該建築　　物の高さが地盤面から１０メートルを超えるものをいう。

（３）建築主等　建築物の建築主、設計者、工事管理者及び工事施工者　　をいう。

（電波障害の排除）

第３条　建築主等は、電波障害が生ずるおそれのある中高層建築物を建築　しようとする場合には、あらかじめ障害が予想される周辺地域の受信状　況を調査するとともに、障害が予想されるときはあらかじめ必要な措置　を講じなければならない。

２ 建築主等は、中高層建築物を建築したことにより電波障害が生じた場　合には、速やかに障害排除に必要な措置を講じなければならない。

３ 建築主は、前２項に定める必要な措置を講ずる場合には、放送電波の　受信障害調査対策について経験と技術的能力を有する関係者の指導を　受けるものとする。

（関係書類の提出）

第４条　建築主等は、建築基準法第６条第１項の規定による建築物の確認　申請（改築及び大規模の修繕又は大規模の模様替若しくは用途変更を除　く。）をするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければな　らない。

（１）電波障害防止対策報告書（別記様式）

（２）建造物によるテレビ受信障害調査報告書

（３）その他市長が特に必要と認めるもの

（紛争の調整）

第５条　建築主等は、建築物の建築に伴い周辺地域居住者との間に電波障　害に関する紛争が生じた場合は、紛争解決のために誠意をもって努力し　なければならない。

２ 市長は、建築物の建築に伴い建築主等と周辺地域居住者との間に電波　障害に関する紛争が生じ、当事者間で話合いによる解決ができず建築主　等又は周辺地域居住者から紛争の調整について要請があった場合は、必　要に応じ調整を行うものとする。

（附則）

　この要綱は、昭和５３年４月１日から施行する。

　この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

　この要綱は、令和３年１月２７日から施行する。

様式（第４条関係）

電 波 障 害 防 止 対 策 報 告 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建 築 物 | 名　　　称 | |  | | | | | | |  |
|  | | 福島市 | | | | 建築物の高さ | ｍ | |  |
| 調　査 |  | | 年 月 日　～　　　　　 年 月 日 | | | | | | |  |
| 調査者　住所 | | TEL | | | | | | |  |
| 氏名 | |  | | | | | | |  |
| 調査結果及び  問題点 | | １　受信障害は生じないと思われる。 | | | | | | |  |
| ２　受信障害予想世帯 | | 遮へい障害 | 世帯 | | | |  |
|  | | 反射障害 | 世帯 | | | |  |
| ３　その他 | | | | | | |  |
| 周辺地域  居住者へ  の説明  (名簿添付) | 日　　　時 | | 年 月 日　～　　　　　 年 月 日 | | | | | | |  |
| 場　　　所 | |  | | | | | | |  |
| 説　明　者 | |  | | | | | | |  |
| 説明の方法 | | (ｱ)関係者全員　(ｲ)個別説明　(ｳ)その他 | | | | | | |  |
| 解 決 策 | 解決の方法 | |  | | | | | | |  |
| 共同受信施設を設置のとき | 設　置　者 |  | | | | | | |  |
| 維持管理者 | (代表) | | | | | | |  |
| 維持管理の方法 | １　建築主が維持していく。 | | | | | | |  |
| ２　その他(具体的に記入してください) | | | | | | |  |
|  |  | | | | |  |  |
|  |
|  |
| 協定､覚書等の有無 | | １　する予定　　　２　しない　　３　未定 | | | | | | |  |
| そ の 他 |  | | | | | | | | |  |
|  |
|  |
| 福島市電波障害防止に関する指導要綱に基づき、上記のとおり周辺地域の受信状況を調査  　　し、障害が予想される世帯について受信障害防止対策をすることとしましたので報告します。  　　　なお、このたび建築を予定している中高層建築物等を建築したことにより電波障害が生じ  　　た場合には、速やかに障害排除に必要な措置を講じます。 | | | | | | | | | |  |
|  |
|  |
|  |
|  | | | | | | | | | |  |
| 年　　月　　日 | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | |  |
| 福島市長　　　　　　　　様 | | | | | | | | | |  |
| 建　築　主 | | | | | | | | | |  |
| 住　　所 | | | | | | | | | |  |
| 氏　　名 | | | | | | | | | |  |
| 電話番号 | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | |  |